情 報 公 開 事 務 の 手 引

平成３０年４月改訂

岸　和　田　市

目　　次

1．情報公開条例の解釈と運用
第１章　総則
第１条　目的 …… 1
第２条　定義 …… 3
第３条　実施機関の責務 …… 5
第４条　利用者の責務 …… 6

第２章　行政文書の公開及び行政文書の任意的な公開
第１節　行政文書の公開
第５条　公開を請求することができるもの …… 7
第６条　公開請求の手続 …… 9
第７条　行政文書の公開義務 ……11
第８条　公開してはならない行政文書、公開しないことができる行政文書
第１項 ……12
第１号　個人情報 ……13
第２号　法令秘情報 ……16
第２項
第１号　法人等情報 ……17
第２号　意思形成過程情報 ……19
第３号　事務事業執行情報 ……21
第４号　公共の安全等情報 ……23
第 9 条　部分公開 ……24
第 10 条　公益上の理由による裁量的公開 ……25
第 11 条　行政文書の存否に関する情報 ……26
第 12 条　公開請求に対する決定等 ……27
第 13 条　第三者保護に関する手続 ……29
第 14 条　行政文書の公開の方法 ……30
第 15 条　手数料等 ……32
第２節　不服申立て
第 16 条　救済手続等 ……33
第３節　行政文書の任意的な公開
第 17 条　申出による行政文書の任意的な公開 ……34

第３章　情報公開の総合的推進
第 18 条　情報公開の総合的な推進に関する責務 ……35
第 19 条　公開請求をしようとするものに対する情報の提供等 ……36
第 20 条　出資法人の情報公開 ……37

第４章　審査会における審議等
第 21 条　（削除）……38
第 22 条　審査会の調査権限……39
第 23 条　意見書の提出等……41
第 24 条　提出資料の閲覧……42
第 25 条　調査審議手続の非公開……43
第 26 条　規則への委任……44
第 27 条　（削除）……45

第５章　その他
第 28 条　文書管理……46
第 29 条　文書検索目録の作成……47
第 30 条　市長の調整……48
第 31 条　運用状況の公表……49
第 32 条　他の制度との調整……50
第 33 条　その他……52

附　則……53

2．資料
1　情報公開事務の流れ……55
2　審査請求に係る事務の流れ……56
3　岸和田市情報公開条例……57
4　岸和田市情報公開条例施行規則……65
5　岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会規則……81
6　岸和田市情報公開審査会規則……82

１．情報公開条例の解釈と運用

第１章　総則

第１条　（目的）

第１条　この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、情報公開条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、第３条の規定と併せて、条例全体の解釈の指針となるものである。

【解釈・運用】

１　総則について

条例は、市長に提出された「岸和田市における情報公開・個人情報保護制度のあり方について」（岸和田市情報公開・個人情報保護制度懇話会）（以下「懇話会提言書」という。）に基づいて具体化されたものであるが、本条は特にその基本的部分を受けている。懇話会提言書は、情報公開制度について、

「『行政運営の公平性・透明性の向上』、『市民とのより強い信頼関係の構築』及び『説明責任を全うする』のため、情報公開を制度的に確立するという考え方を基本におき、創設するにあたっては、次の原則に立つべきである。

(1)　市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめるものとする。

(2)　個人のプライバシーは、公開の原則との調和を図りながら最大限に保護し、プライバシーを侵害するおそれのある情報は非公開とする。

(3)　市民が利用しやすく、実情にあった制度とする。

(4)　制度を運用するうえで生ずる紛争を公正かつ迅速に処理するための審査機関を設ける。

(5)　情報公開制度の円滑な実施のため、文書管理制度を改善し、情報提供組織を整備する。」

と提言している。これらの点は、条例の基本をなすものとして確認しておくべきである。

２　第１条について

(1)　「地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を明らかにする」とは、憲法の理念である地方自治の本旨を全うするためには、市の保有する情報は市民に公開されることが必要であり、これを具体化し、最大限尊重する必要があることを明らかにしたものである。

(2)　「市の諸活動を市民に説明する責任を全うし」とは、市民に対し、市がその諸活動の状況を説明することを市の責務として条例上位置づけるとともに、情報公開制度は、このような責務を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。

そもそも、市は市民の信託に基づくものであり、市政を進めていく過程で作成され、又は取得された情報は、主権者である市民に明らかにしていかなければならないのは当

然のことである。この観点から、政策形成過程や意思形成過程における情報の積極的な公開が求められるものである。

(3)　「市政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図る」とは、情報公開制度を通じて、市の保有する情報が市民に公開されることは、市民一人ひとりがこれを吟味した上で、適正な意見を形成することに寄与するものであり、このことが、市の活動の公正さを保ち、市民が市の諸活動を注視し、多様な方法による市政への参加に資することになることを明らかにしたものである。

第２条　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長及び議会をいう。 (2)　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いる用語の定義を明らかにするものである。

第１号は､条例により情報公開制度を実施する機関について定めるものであり､第２号は、条例の対象となる「行政文書」の範囲を定めるものである。

【解釈・運用】

第１号関係

1　条例における「実施機関」としては、地方自治法及び地方公営企業法等により、独立した権限を行使する機関で、各実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各室課等及び出先機関の全体を含む。審議会等の附属機関も、各実施機関の管理に属しているので、この制度の適用範囲に含まれる。

2　福祉事務所長、建築主事等は、一定の事務について、それぞれ市長から独立して事務を管理執行するが、情報公開については、市長を実施機関とする。

3　民法その他の法律により設立された公益法人等は､市とは別の団体であるので実施機関には含まれない。なお、市が出資する法人については、条例第20条の規定により、情報公開の措置をとるべき努力義務が課されている。

第２号関係

1　「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員、監査委員のほか、実施機関の指揮監督権に服するすべての職員をいい、実施機関の附属機関の委員を含むものである。

2　「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

3　「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

4　「文書、図画及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる行政文書の範囲を定めたものであり、具体的には、次のものをいう。

(1)　「文書」とは、ある情報を文字、記号を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであり、視覚的に直接知覚することができるものをいい、具体的には、起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票等をいう。

(2)　「図画」とは、ある情報を象形を用いて紙等の有体物の上に直接再現させたものであり、具体的には、地図、図面、ポスター等をいう。

(3)　「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式でつくられた記録全般をいい、具体的には、磁気テープ（ビデオテープ、録音テープ等)、光ディスク（コンパクトディスク等)、磁気ディスク（ハードディスク、フロッピーディスク等）等に記録されたものをいう。

5 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものでなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

なお、各実施機関が定める行政文書の管理に関する定めに規定する保存期間が過ぎた行政文書であっても、廃棄の手続がなされずに保存されている場合には、「保有しているもの」に当たり、この条例の対象となる。

第３条　（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、市民の知る権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

1　本条は、この条例の解釈及び運用をするに当たっての基本的な考え方を定めるものである。

2　本条前段は、第１条に掲げた条例の目的にのっとり知る権利を十分尊重し、行政の説明責任を果たすため、行政文書の公開請求に対して、市の保有する情報は原則的に公開されなければならないとの観点からこの条例を解釈し、運用しなければならない旨を定めるものである。

3　本条後段は、個人のプライバシーの権利は、憲法が保障する基本的人権の一つとして最大限に保障される必要があることから、実施機関の保有する個人に関する情報が公開されることにより、個人のプライバシーが侵害されることのないよう配慮しなければならない旨を定めるものである。

【解釈・運用】

1　「市民の知る権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用する」とは、実施機関が、行政文書の公開・非公開の判断をする場合だけではなく、行政文書の公開の請求に関する手続等を行う場合においても、市民の知る権利を尊重し原則公開の立場に立った適正な対応を行うということである。

　従って、行政文書の公開請求があった場合は、原則として公開しなければならず、非公開とできるのは、本条例第８条の各号に列挙された非公開事由に該当する場合のみに限定されるし、また非公開事由については厳格に解釈することが要求される。

2　「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう」とは、情報を原則として公開するという情報公開制度の下においても、個人に関する情報の保護については最大限に配慮すべきであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。

　なお、市は、岸和田市個人情報保護条例を定め、個人情報の保護を図っている。

第４条　（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより行政文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例に基づき、行政文書の公開を受けたものの責務について定めるものである。

【解釈・運用】

1　「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の公開を受けたものは、公開によって得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。

2　実施機関は、行政文書の公開によって得られた情報が、明らかに不適正に使用されるおそれがあると認められる場合には当該使用者に対し、また、不適正に使用されたと認められる場合には当該不適正使用者に対し、必要に応じ、当該情報の適正な使用を要請するものとする。

ただし、本条は、あくまでも訓示的規定であり、公開を受けたものが要請に応じないことを理由に、当該行政文書又は将来の同種の行政文書の公開を拒否することはできないものである。

第２章　行政文書の公開及び行政文書の任意的な公開

第１節　行政文書の公開

第５条　（公開を請求することができるもの）

第５条　次の各号に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の公開を請求することができる。 (1)　市内に住所を有する者 (2)　市内の事務所又は事業所に勤務する者 (3)　市内の学校に在学する者 (4)　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (5)　実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

【趣旨】

本条は、条例に基づく行政文書の公開を請求できるものの範囲を定めたものである。

【解釈・運用】

1　条例の目的との関連では、公開請求権を行使する主体は広義の市民（市内に住所をもつ狭義の市民に限られず、市に何らかの関わりを持つもの）が中心になる。

本条による公開請求権は、市政に関係を持つ広義の市民に広く市政に関する情報を公開する意義を持つとともに、市の活動に関する情報を広く提供して説明責任を全うするためのものである。なお、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律のように何人もとしていないのは、この情報公開制度が市民の市政に対する参加と監視の手段であり、また、市の条例に基づく制度として創設し、制度の運用のための費用も市が負担する制度であることを考慮したからである。

もっとも、広い意味の市民（請求権者）ではない者からの情報公開の申出であっても、可能な限り、公開するよう努めるべきである（条例第 17 条参照）。

2

(1)　「市内に住所を有する者」とは、市内に生活の本拠を置く者（民法第 21 条）をいい、本市の住民基本台帳に記録されている者がその典型例であるが、必ずしもそれに限られない。

未成年の子の住所は特別の事情のない限り親権者の住所にある（大決昭 2･5･4 民集 6-219）。住所を移転させる目的で転出届がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものとして扱うことはできない（最判平 9･8･25 判時 1616-52）。

また、公開請求権者には、日本国民のほか、外国人も含まれる。さらに、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人格なき社団等」（民事訴訟法第 29 条）も「その他の団体」（第４号）に含まれる。

(2)　「市内の事業所に勤務する者」とは、市の区域内に所在する事業所に就労するもので、正社員、パート等の就労の形態は問わない。

(3)　「市内の学校」とは、市の区域内に所在する学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校及び職業能力開発促進法に定める公共職業訓練施設等をいう。

(4)　「市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」とは、例えば、市の

区域内に住所を有しないが、支店、出張所等の事務所等をを有する法人等をいい、その他の団体とは、ＰＴＡや商店会など団体として規約を有し、かつ代表者の定めのあるいわゆる「権利能力なき社団」をいう。

(5)　「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」とは、実施機関が行う事務事業に自己の権利、利益などが直接影響を受け、又は受けることが予想されるもので、個人又は法人その他の団体であるとを問わない。ただし、これに該当するものが公開を請求できる行政文書は、そのものの有する当該利害関係事項と直接関係がある行政文書に限られる。

3　代理人による請求については、代理関係を証明する書類（委任状等）の提出を求めて確認するものとする。

4　未成年者の請求については、情報公開制度が財産法上の行為能力を問うものではなく、市政の主権者としての市民の知る権利を保障するものであるから、権利能力をもって請求権を認めるべきである。

しかし、中学生以下のものについては、意思能力はあるとしても（通常、意思能力は 7 歳前後であるとされるが、自治省（現総務省）は印鑑登録に関する通知の中で 15 歳未満のものの意思能力を否定している。)、情報公開制度の意義、内容等について十分な弁識能力を持たないと考えられる。また、中学生が勉学のため請求をする場合には、情報提供で対応が可能と考えられる。

【規則】

（請求書及び記載事項）

第 3 条　条例第 6 条第 1 項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

2　前項の請求に際し、実施機関は、請求者について本人の確認を要すると認めるときは、当該請求者に対し、客観的に証明できる書類の提示を求めることができる。

3　請求者が未成年者又は成年被後見人であるときは、当該請求者の親権者又は成年後見人の同意書を添付しなければならない。

第６条　（公開請求の手続）

第６条　前条の規定により公開を請求しようとするものは、実施機関に対して次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。 (1)　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地） (2)　次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項 ア　前条第２号に掲げる者　その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地 イ　前条第３号に掲げる者　その者の在学する学校の名称及び所在地 ウ　前条第４号に掲げるもの　そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地 エ　前条第５号に掲げるもの　そのものの有する市の行政に関する利害関係の内容 (3)　公開を請求する行政文書を特定するために必要な事項 ２　実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求は、所定の事項を記載した書面により行うべきものであることを定めるとともに、公開請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めるものである。

【解釈・運用】

１　公開の請求は、公開の許諾の決定という行政処分を求める申請行為であり、請求者の権利行使として行われるものであるため、書面によりその事実関係を明らかにしておく必要がある。公開請求を要式行為としたのは、このような理由からであり、電話や口頭による請求は認められない。

２号のアないしエは、前条の広義の住民からの請求の場合の事実関係の確認のためのものである。

３号に関連し、公開請求書は「請求する情報の件名又は内容」欄を設けているが、これは、請求者に文書特定のための情報提供を求めるためのものである。

２　遠隔地・身体障害の請求者の利便等を考慮して、郵送により、又はファクシミリ、電子メールを利用して送信することにより、公開請求書を提出することができるものとする。

３　行政文書の特定は、公開請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事柄であるが、実際には、請求者がこれを行うことが困難な場合が多いと考えられるので、実施機関に対し、積極的な情報の提供を行うことを義務づけることにより、公開請求制度の円滑な運用を図ろうとするものである。

４　「相当の期間」（第２項）とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々のケースによって判断されるべきものである。

なお、請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

規則関係

情報公開請求書の様式（様式第１号）については、規則第３条を参照。

【規則】

（受付整理簿）

第４条　実施機関は、条例第６条の規定により、行政文書の公開の請求を受け付けたときは、情報公開受付整理簿（様式第２号）に必要な事項を記載しなければならない。

第 7 条　　（行政文書の公開義務）

第 7 条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにするものである。すなわち、実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。

【解釈・運用】

1　この規定は、実施機関は、適法な公開請求があった場合は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されているときを除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開する義務を負うとの原則公開の基本的枠組みを定めたものである。

なお、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されているときは、部分公開（第 9 条）の問題である。

2　ある非公開情報（又はその一部分）が同時に他の非公開情報に当たることもあることに注意する必要がある。

3　条例上の非公開情報と地方公務員法第 34 条の守秘義務との関係については、様々な考え方がなされているのが現状であるが、少なくとも、情報公開制度の下で実施機関が非公開情報に該当しないと判断して公開した場合は、機関としての決定であるとみなされることから、職員個人が服務義務としての守秘義務違反に問われることはないものと考えられる。

第 8 条第 1 項　（公開してはならない行政文書、公開しないことができる行政文書）

第 8 条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開してはならない。

【趣旨】

1　第 8 条は、実施機関が公開してはならない行政文書（第 1 項）及び公開しないことができる行政文書（第 2 項）の範囲（非公開事項）を定めるものであり、公開原則の例外をなすものである。

2　本条は、市民の知る権利と他の保護法益との調整を図るための規定である。

【解釈・運用】

1　情報公開制度においては、実施機関の保有する情報はすべて公開することが原則であるが、実施機関の保有する情報の中には公開することにより他のものの権利利益を侵害することもあり得る。

　本条は、このような原則公開の例外として非公開事項をあらかじめ定めることにより、実施機関に公開しないことができる権限を与えたものである。第 1 項は、公開してはならない行政文書の類型、第 2 条は公開しないことができる行政文書の類型を定めている。

2　非公開事項の類型については可能な限り類型化し、以下のものに限定している。

第 1 項

第 1 号　個人情報

第 2 号　法令秘情報

第 2 項

第 1 号　法人等情報

第 2 号　意思形成過程情報

第 3 号　事務事業執行情報

第 4 号　公共の安全等情報

3　地方自治法第 100 条第 1 項に規定する議会の調査権、記録の提出請求、民事訴訟法第 226 条に規定する文書提出、弁護士法第 23 条の 2 第 2 項に規定する弁護士会からの必要事項の報告要求、刑事訴訟法第 197 条第 2 項に規定する捜査に関する必要事項の報告要求等のように、法令の規定による実施機関への行政文書の提出又は閲覧等が要求される場合がある。これらの要求は、情報公開の要求とは異なるので、本条各号に該当するか否かをもって当該要求に応じるか否かは決定することはできない。これらの要求の根拠法令の趣旨、目的、請求されている行政文書の内容、求めに応ずることによって生ずる支障等を総合的に判断して個々具体的に決定すべきである。

　なお、本条各号の非公開事項に該当すると考えられる情報が記録されている行政文書については、固定的に公開できないものと考えるのではなく、部分公開、時間の経過によって公開が可能となるもの、裁量的公開が可能な場合などもあり得ることを注意すべきである。

第８条第１項第１号

(1)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされている情報 イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ　公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるものであって、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

【趣旨】

本条第１項第１号は、個人に関する情報の非公開事項としての要件を定めるものである。

個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーに関する情報は非公開とする必要があるが、プライバシーの具体的な内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことから、個人のプライバシーを最大限尊重するため、特定の個人を識別することができる情報は、原則的に非公開とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1　個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーに関する情報は非公開とする必要があるが、その規定の仕方については、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示とする「個人識別型」を採用した。

「個人識別型」では、非公開の範囲が広くなり過ぎるという問題があるため、本項では、「法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」や「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」など、公益上公開の必要性が認められる情報については、非公開の例外として公開することとするただし書の規定を設けることにより、公開の範囲を広げることとした。また「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるものであって、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、当該公務員の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合を除いて、公開する旨の規定を設けた。

2　「個人に関する情報」とは、通常、個人を識別する際に用いられる氏名、住所、生年月日等の基本的事項はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、成績、職歴、家族状況親族関係、所得、財産等の個人に関するすべての情報をいう。また、個人に関する情報であれば、住所、国籍にかかわらず、外国人を含むあらゆる個人の情報が保護対象となるものである。なお、死者には権利能力がないが、実施機関は保有する個人情報のすべてを適正に管理する必要があることから、死者の個人情報も保護対象となるものである。具体的には、次のような情報など、個人に関するすべての情報をいう。

(1)　思想、信条、信仰等個人の内心の秘密に関する情報

(2)　職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動に関する情報

(3)　所得、資産等個人の財産の状況に関する情報

(4)　体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
(5)　家族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報
(6)　その他特定の個人が識別され、又は識別され得る情報

3　「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、本条第 2 項第 1 号で判断するものとし、本号の個人に関する情報から除外するという趣旨である。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は本号に含まれる。

4　「特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報から特定の個人を識別され、又は識別され得る可能性があるものをいい、次のような情報をいう。
(1)　氏名、住所等特定の個人が識別されるもの
(2)　他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るもの

5　個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができる」とはいえないことから、本号には該当しない。

6　「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いて公開しても財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば、個人の未発表の研究論文、研究計画等の情報がこれに該当すると考えられる。

7　「ただし書ア」について

法令等の規定により公にされている情報(登記簿に登記されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等）や慣行として公にされている情報（表彰受賞者名簿、審議会等の委員名簿等で慣行上公にしているもの等）は、一般に公表されている情報であり、これを公開することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき限度内にとどまると考えられるので、これを公開することとしたものである。

なお、法令等で請求目的が制限されているもの（戸籍法第 10 条第 3 項、住民基本台帳法第 11 条第 4 項)、閲覧等を利害関係人等一定の者に限って認めているものは、一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当しない。

8　「ただし書イ」について

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、これを非公開とすべき合理的な理由は認め難いため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、公開することとしたものである。

「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかは、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益とを比較衡量して判断することとなる。この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命、健康等の保護と生活、財産の保護とでは、公開により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けることがないよう、慎重な配慮が必要で

ある。

9　「ただし書ウについて」

(1)　公務員の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員の職に関する情報は、特定の公務員を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、行政の説明責任の観点から、公開することとしたものである。

(2)　「公務員」には、本市の一般職のみならず特別職も含むので、市議会議員、審議会等の構成員の職で臨時又は非常勤のもの等も含まれる。

　また、この公務員には、本市以外の国、都道府県、市町村等の公務員（一般職、特別職を含む。）も含まれる。本条例は、岸和田市の条例ではあるが、岸和田市の行政文書中に記載された情報で、他の公共団体等の公務員に関するものも岸和田市の公務遂行に関係し、また当該他の公共団体等の公務員が公務遂行中である場合には、以下にも述べるように、これを排除する理由がない。

(3)　「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。したがって、公務員の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員にとっては、その職務遂行に係る情報には該当しない。

(4)　公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名の公開・非公開については、本号アの「慣行として公にされている情報」に該当するかどうかにより判断されるものである。

(5)　職務の遂行に係る情報に含まれる本市職員の氏名については、市政執行における行政の責務として、市民の要請に応じ公表することが予定されていると考えられることから、本号アに該当し、個人に関する情報としては非公開とされないものである。

(6)　職務遂行に係る情報であっても、それが他の非公開情報に該当する場合には、非公開とされることとなる。

(7)　「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」が同時に他の公務員の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、市立病院の医師が市職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行に係る情報であるが、当該市職員にとっては職務遂行との直接的関連はなく、職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから、市職員の個人に関する情報として、原則的に非公開とされることになる。

第 8 条第 1 項第 2 号

(2)　法令等の規定により、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他の国の機関及び大阪府知事その他府の機関の指示により、公開することができないことが明示されている情報

【趣旨】

1　本号は、法令等の規定又は国等からの明示の指示による非公開情報の要件について定めるものである。

2　法令等の規定により公にすることができない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国からの法的な拘束力を持った指示により公にすることができない情報については、非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1　「法令等の規定により」とは、法律及び政令、省令その他の命令等と条例のほか、これらの規定により、非公開とすべき事項を委任されている規則等を含むものである。

例としては次のようなものがある。

明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報としては、刑事訴訟法第 47 条による「公判の開廷前における訴訟に関する情報」があげられる。

他の目的に使用することが禁止されている情報としては、統計法第 15 条による「指定統計を作成するために収集された調査票」（これは、個人情報に当たるものも多い。）があげられる。

2　「実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関及び大阪府知事その他府の機関の指示により、公開することができないことが明示されている情報」とは、平成 12 年の地方自治法改正前までは、機関委任事務に係る情報で、国からの通達等明示の指示により、閲覧又は写しの交付が禁止されているものが該当したが、機関委任事務の廃止により、機関委任事務に基づくものはなくなった。

3　守秘義務の存在（地方公務員法第 34 条等）が、直ちに、本号にいう「法令等の規定により、・・・公開することができないことが明示されている情報」に当たるわけではない。守秘義務により保護される秘密については、単なる形式秘ではなく、秘密として保護に値し、その必要性のある実質秘であることが要求される。守秘義務は、その趣旨が服務規律の要素が強く、本号による非公開情報に該当するか否かの判断に際しては、実質的理由を判断して、守秘義務があることのみを根拠に非公開とすることはできないものとする。

第 8 条第 2 項第 1 号

2　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開しないことができる。 (1)　法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。 ア　公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報 イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの

【趣旨】

1　第 2 項の本文については、第 1 項の解説を参照。なお、本項の非公開事項の解釈運用にあたっては、単に形式的に該当するだけでなくその必要性・実質性がある場合にのみ非公開とすることが許されることに留意する必要がある。

2　本号は､法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

【解釈・運用】

1　法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益は、保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、非公開とすることとしたものである。

2　「事業を営む個人」とは、地方税法第 72 条第 5 項から第 7 項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

3　「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所等事業そのものに関する情報のほか、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等）は、本号に該当せず、本条第 1 項第 1 号で判断するものである。

4　ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

「公開することが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非公開とすることにより保護される法益と公開することにより保護される利益を比較衡量して判

断することとなる。この比較衡量に際しては、公開することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。

5　「ただし書ア」について

(1)　「公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報」とは、法人等の生産・技術・販売・営業上のノウハウ及び経営方針、経理、人事等事業活動を行う上で内部管理に属する情報で、公開にすることにより、法人等の事業活動等が損なわれると認められるもの及び公開にすることにより法人等の社会的信用、社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。

(2)　法人等には、株式会社、公益法人、宗教法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類のものがあるので、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

6　「ただし書イ」について

(1)　法人等及び事業を営む個人に関する情報であって、非公開を条件として提供を受けた、いわゆる任意提供情報の取扱いを定めたものであり、当該情報については、非公開の条件が付されていることを理由にすべて非公開とするのではなく、当該条件を付することが合理的と認められる場合に限り非公開とすることを明らかにしたものである。

(2)　「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず提供された情報をいう。

なお、実施機関が法令等の定める権限に基づき強制的に入手し得る情報ではあるが、当該権限を行使せず行政指導等により任意の提供を受けたものについては、「任意に提供された」情報には該当しないものである。

(3)　「通例として公にしないこととされているもの」に該当するためには、当該情報が現に公にされていないというだけでは足りず、当該情報の性質上、一般的に公にしないことが相当と認められことが必要である。

(4)　「当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの」とは、非公開を条件とすることが合理的と認められる場合に限り非公開とすることの意味であって、合理的判断を行う場合の基準を示したものである。

第 8 条第 2 項第 2 号

(2)　市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の正確な理解を妨げることなどにより不当に市民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

1　本号は、市の機関、国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報についての非公開情報としての要件を定めるものである。

2　市の機関及び国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、又は情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき住民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

　本号は、このような情報について、検討途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、市の機関及び国の機関等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを非公開とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1　「市の機関」とは、市のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。執行機関、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。なお、「国等の機関」も同様の趣旨である。

2　「国等」とは、国及び岸和田市以外の他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。

3　本項の対象は、市や国等の機関が単独で行う場合だけでなく、相互間で行うものも含む。

4　「調査研究、企画、調整等に関する情報」とは、市の機関、国等の内部又は相互間における調査研究、企画、調整等のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

5　合議制機関に関する情報の公開・非公開については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。

6　「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の正確な理解を妨げることなどにより不当に市民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とは、次のようなものをいう。

(1)　最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれのあるもの

(2)　行政内部の各種会議、意見交換の記録で、公開することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられるおそれのある情報

(3)　調査研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画検討案等で、公開することに

より、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれがあると認められる情報

(4)　審議、検討、調査研究等のために収集した資料で、公開することにより、行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれのある情報

(5)　その他公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのある情報

7　本号は、調査研究、企画、調整等に関する情報を公開することによって、当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものである。したがって、当該情報を公開することによって、将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号の問題ではなく、本項第 3 号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかにより公開・非公開が判断されることとなる。

第 8 条第 2 項第 3 号

(3)　市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

【趣旨】

1　本号は、市の機関、国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

2　公にすることにより、市の機関、国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすることとしたものである。

【解釈・運用】

1　「市の機関、国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務」とは、市の機関、国等の機関が単独で行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務及びこれらが共同で行う事務をいう。

2　「取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務」とは、当該事務に直接関わる情報だけではなく、当該事務の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

3　「当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。

4　取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務その他同種のものが反復されるような性質の事務にあっては、ある個別の事務に関する情報を公開すると、将来の同種の事務の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも「当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する。

5　本号は、市の機関、国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等及びこれらに性質が類似するすべての事務を対象としており、条文上掲げた以外の事務に係る情報についても、当該情報を公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには、非公開とされるものである。

6　「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」とは、次のようなものをいう。

(1)　公開することにより、当該事務事業を実施する目的、意味が失われる情報

(2)　公開することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱する情報

(3)　公開することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれのある情報

(4)　その他公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報

第 8 条第 2 項第 4 号

(4)　公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序の維持等に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものである。

【解釈・運用】

本号は、公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報については、公開しないことができるとするものである。

(1)　「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。例えば、犯罪を誘発するおそれのある情報を公開しないこともこれに含まれる。

(2)　「(犯罪の) 捜査」とは、捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。

(3)　「人の生命、身体、財産等の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。

(4)　「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査及び人の生命、身体、財産等の保護のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。

(5)　「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなる可能性がある場合をいう。

(6)　「犯罪の予防又は捜査・・・・・・・・・・に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。

(a)　犯罪の捜査等の事実等に関する情報

(b)　犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報

(7)　「人の生命、身体、財産等の保護・・・・・・・・・・に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のような情報をいう。

(a)　公開することにより、犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報

(b)　公開することにより、犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報

(c)　公開することにより、特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報

第 9 条　（部分公開）

第 9 条　実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、原則公開の立場から、行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、可能なかぎり当該非公開部分を除いて公開するよう実施機関の部分公開の義務及びその要件を明らかにするものである。

【解釈・運用】

1　部分公開を行わなければならないのは、「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」場合であり、行政文書のどの部分に非公開情報が記録されているかという記載部分の区分が困難な場合や、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合（電磁的記録の場合等）には部分公開の義務がなく、公開しない旨の決定を行うこととなる。

「容易に」とは、公開請求のあった行政文書の中から非公開とする部分とそれ以外の部分とを分離するにあたって、当該情報を損傷することなく、かつ、経費的、時間的に容易に分離できることをいう。なお、行政文書の量が多く、時間・労力を要することは、区分・分離の容易性とは関係がない。

2　部分公開決定は、部分非公開決定でもあることから、非公開決定の部分については、理由提示の義務が生ずる。

3　行政文書の部分公開の方法としては、おおむね次のようなものがある。

(1)　非公開とする部分とそれ以外の部分が別ページにあるときは、当該非公開部分のページを外して公開する。

(2)　非公開とする部分とそれ以外の部分が同ページ内にあるときは、当該非公開部分を覆って複写し、又は行政文書を複写して当該非公開部分を塗りつぶし、さらに複写したものを公開する。

第 10 条　（公益上の理由による裁量的公開）

第 10 条　実施機関は、公開を請求された行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されていても、公開請求者に対し、公益上の必要から、当該行政文書を公開することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、公開請求に係る行政文書に記録されている情報を非公開にすることにより保護される利益を前提としてもなお、当該案件については、公益を図るため特に公開する必要があると認めるときという意味である。

第 11 条　（行政文書の存否に関する情報）

第 11 条　公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

公開請求に対しては、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにし、公開又は非公開を決定すべきであるが、本条は、その例外として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について定めるものである。

【解釈・運用】

1　「公開請求に係る行政文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報など、公開請求に対し、当該行政文書は存在するが非公開とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで、本来的に非公開情報として保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

2　本条により公開請求を拒否するときは、第 12 条第 1 項の公開をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要がある。

3　公開請求を拒否するときは、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で拒否するのが原則であり、この規定は、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることで、非公開情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるので、その適用に当たっては、厳格に解釈し、濫用されるようなことのないようにしなければならない。

4　この規定を適用し公開請求を拒否しようとする場合にあっては、事前に、当該情報の内容及びこの規定を適用する理由を明らかにしたうえで、情報公開担当課に、その適否について協議するものとする。

第 12 条　（公開請求に対する決定等）

第 12 条　実施機関は、第 6 条に規定する公開請求があったときは、当該公開請求書の提出があった日から起算して 15 日以内に、請求に係る行政文書を公開するかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をし、公開請求者に対し、決定後速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。ただし、公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。 2　実施機関は、前項の規定により公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開する決定をしたときは、当該公開をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。 3　実施機関は、第 1 項の規定により公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しない決定をした（前条の規定により公開請求を拒否する場合及び公開請求に係る行政文書を保有しない場合を含む。以下同じ。）ときは、その理由を第 1 項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。 4　実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る行政文書が、当該行政文書の全部又は一部を公開しない理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を第 1 項の書面に記載しなければならない。 5　実施機関は、やむを得ない理由により第 1 項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときには、同項の規定にかかわらず、当該期間を 15 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を請求者に通知しなければならない。 6　第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が行政文書を公開するかどうかの決定をしないときは、公開請求者は、公開決定をしないこととする処分があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に対し、公開決定等を行うべき期限及び延長可能な期限、公開請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにするものである。

【解釈・運用】

1　第 1 項関係

(1)　「公開請求があった日」とは、公開請求書が当該請求を取扱う総合窓口である情報公開コーナーに到達し、了知可能な状態になった日をいう。

(2)　公開請求があった日から起算して 15 日目に当たる日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日が満了日となる。

(3)　「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」としており、公開請求書に形式上の不備があっても、補正を求めないときは、原則どおり、公開請求があった日から起算して 15 日以内に公開決定等を行わなければならない。

なお、補正を求めた場合であっても、公開請求者が当該補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった時点以降は、もはや補正に必要な期間とはいえないので、停止していた期間が再び進行することになる。

(4)　公開請求書に形式上の不備がある場合など、公開請求が不適法であることを理由として行政文書の公開をしないときも、第 1 項の決定に含まれる。

2　第3項関係

(1)　「公開請求に係る行政文書を保有しない場合」とは、行政文書が不存在の場合も公開しない旨の決定を行うことを条例上明確にしたものである。

(2)　公開しない旨の決定を行うときには、行政手続条例第8条第1項の規定により、必要にして十分な拒否理由の提示を行う必要があることから、行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合や文書不存在の場合も、次のようにその理由を明らかにしなければならない。

(a)　行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合

「文書の存否を答えるだけで、個人の正当な利益を害することとなるので、当該文書はあるともないとも答えられない。仮に存在するとしても、情報公開条例第11条に該当し非公開とされる情報である。」など

(b)　文書不存在の場合

「当該文書は、作成されない慣行となっており、実際に存在しない。」、「当該文書は存在したが、保存年限を満了したために○年○月に廃棄した。」など

(3)　公開請求が不適法であることを理由とする非公開決定、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定、行政文書不存在の決定は、いずれも処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。

3　第5項関係

(1)　「やむを得ない場合」とは、実施機関が誠実に努力しても、15日以内に公開を行うかどうかの決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。

(a)　第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合

(b)　複数の実施機関等に関係する情報が記録されているため、その実施機関等の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合

(c)　公開請求のあった行政文書の種類又は量が多いため、公開決定等に相当の日数を必要とする場合

(d)　天災等が発生した場合、突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他正当な理由のある場合

第 13 条　（第三者保護に関する手続）

第 13 条　実施機関は、公開しようとする行政文書に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。 2　実施機関は、前項の規定により市以外のものの意見を聴いた場合において、当該行政文書を公開するときは、あらかじめその旨を当該市以外のものに通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見の提出の機会の付与等について定めるものである。

【解釈・運用】

1　意見の提出の機会の付与は、公開請求のあった行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見を聴き、又は意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該行政文書の公開、非公開の判断の適正を期することを目的とするものである。

本条は、実施機関に対して、当該第三者の意見を聴くことを義務づけたものではない。また、実施機関の決定が第三者の公開・非公開意見に拘束されるものでもない。

2　「第三者」とは、公開請求者及び市以外の個人、法人その他の団体をいう。

3　第三者から意見を聴き又は意見書の提出の機会を付与した場合には、当該公開決定を行う前に通知を行う。

なお、実施機関の公開の決定に不服がある場合には、不服申立て及び行政事件訴訟の提起が可能である。

第 14 条　（行政文書の公開の方法）

第 14 条　実施機関は、第 12 条の規定により行政文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該決定に係る行政文書の公開をしなければならない。 2　行政文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。 3　実施機関は、前項の方法による行政文書の公開をすることにより当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行うことができる。 4　公開請求に係る行政文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

【趣旨】

本条は、行政文書の公開の方法及び公開の実施の手続を定めるものである。

【解釈・運用】

第 2 項関係

行政文書の公開は、それぞれの記録の方法に従い規則に定めた方法により行われるものとする。公開方法については、公開請求書の公開方法の記載欄を参考に実施機関が指定するが、公開請求者の便宜を考慮して、できるだけその要望に応えることが必要である。

【規則】

（公開の実施方法等）

第 8 条　条例第 14 条第 2 項の規定による行政文書の公開は、次の各号に定める方法による。ただし、第 4 号イに定める方法にあっては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合において、公開請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処できるときに限る。

(1)　文書、図画及び写真　原本の閲覧又はその写しの交付

(2)　フィルム　再生機器により再生したものの視聴又はその写しの交付

(3)　録音テープ及びビデオテープ　再生機器により再生したものの視聴

(4)　電磁的記録　次に掲げる方法

ア　現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

イ　当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

2　前項の規定による行政文書の写しの交付は、当該請求に係る行政文書 1 件につき原則として 1 部とする。

本条第 1 項で規定する「実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるとき」に該当しない場合とは、次に掲げるような場合をいう。

(1)　実施機関が当該電磁的記録を複写する機器を保有していない場合

(2)　当該電磁的記録が、他の電子計算機と情報通信網で結合することにより一体として情報の処理を行う電子計算機に内蔵され、又は常時接続されている電磁的記録媒体に記録され

ている場合（特定の業務システム内に格納されている電磁的記録など）

(3)　個人情報の保護やシステム保全など情報セキュリティの確保に支障をきたす恐れがある場合

(4)　実施機関が現に保有する機器やプログラムでの処理に過分の費用若しくは時間を要する場合

第3項関係

(1)　「その他相当の理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

(a)　原本が貴重であったり傷みが激しい等の理由により、そのまま閲覧等に供すると当該行政文書の保存に支障がある場合

(b)　原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

(c)　第9条の規定により部分公開を行う場合

(2)　請求者は、行政文書を閲覧又は視聴するときに、規則第9条に掲げる行為をしてはならない。

【規則】

（禁止事項）

第9条　行政文書を閲覧又は視聴する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　行政文書を汚損、破損又は滅失する行為

(2)　公務の執行に支障をきたす行為

(3)　飲酒又は喫煙のうえ、行政文書の閲覧又は視聴をすること。

(4)　その他行政文書の公開に支障をきたす行為

2　実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

第 15 条　（手数料等）

第 15 条　行政文書の公開に係る手数料は、徴収しない。ただし、行政文書の写しの交付等を請求したものは、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

【趣旨】

本条は、行政文書の公開を受ける場合の費用の負担について定めるものである。

【解釈・運用】

1　情報の閲覧等に係る手数料については、この条例の目的に照らし、徴収しないものとする。

2　本項の規定により、徴収するものは、写しの作成にかかる費用であって、その額は規則に規定されている。

【規則】

（費用）

第 10 条　条例第 15 条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるところによる。

2　前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

別表（第 10 条関係）

区　　分	金　　額
乾式複写機による写し（モノクロ） （日本工業規格Ｂ5 判からＡ3 判までの規格用紙を用いて写しを作成した場合）	写し１枚につき 10 円
乾式複写機による写し（カラー） （日本工業規格Ｂ５判からＡ３判までの規格用紙を用いて写しを作成した場合）	写し１枚につき 50 円
光ディスクに複写したもの	日本工業規格X0606およびX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの １枚につき 100 円 日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの １枚につき 120 円
その他の写し	写しの作成に要する実費相当額
写しの送付	郵送料相当額

第2節　不服申立て

第16条　（救済手続等）

第16条　公開請求に対する決定に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第９条第１項本文の規定は、適用しない。 ２　公開請求に対する決定について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、別に条例で設置する岸和田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。 (1)当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合 (2)審査請求に係る請求を認容する場合

【趣旨】

本条は、公開決定等に対する審査請求があったときは、審査会に諮問すべきこと、実施機関は、審査会からの答申を尊重して、速やかに、決定又は裁決を行わなければならないことを定めるものである。

【解釈・運用】

1　「審査請求があったとき」とは、部分公開又は非公開の決定があった場合に公開請求者が審査請求を行った場合のほか、行政文書が公開されることによりその権利利益が害されることとなる第三者が審査請求を行った場合をいう。

2　「審査請求が不適法であり、却下するとき」（第１号）とは、審査請求が、審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内）経過後になされたときや、審査請求をすることができないものからなされたときなどのように要件不備により却下するときをいう。

3　実施機関は、審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定める要件を具備しているか調査しなければならない。この場合において、軽易な事項の補正については、その場で補正を命ずることができる。審査請求に、要件を具備していないときは、実施機関は期間を定めて請求者にその補正を命ずることができる。

4　実施機関は、請求者が補正に応じないとき又は補正することができないときは、審査請求を法の定めるところにより却下するものとする。

5　「裁決」とは、実施機関が公開・非公開の決定権限をその管理に属する行政庁等に委任した場合において、当該行政庁等が処分庁として行った公開・非公開の決定に係る審査請求に対し、市長が審査庁として行う裁断行為をいう。

「決定」とは、公開・非公開の決定に係る審査請求に対し、実施機関が処分庁として行う裁断行為をいう。

第 3 節　行政文書の任意的な公開

第 17 条　（申出による行政文書の任意的な公開）

第 17 条　実施機関は、第 5 条の規定により公開を請求することができるもの以外のものから行政文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めなければならない。 2　第 15 条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

【趣旨】

本条は、第 5 条の規定による公開請求権者以外のものからの行政文書の公開の申出があった場合には、条例の精神から可能な限り公開すべきことを定めるものである。

【解釈・運用】

1　本条は、第 5 条の規定による公開請求権者以外のものからの公開請求は、条例上認められないが、その公開の申出について、条例の精神から可能なかぎり申出対象文書を公開すべきとすることを定めたものである。この場合には、岸和田市には全く関係のないもの、例えば外国の国民からの申出でもかまわない。

2　公開請求書の記載内容等により、請求権者以外のものであることが判明した場合には、基本的にこの制度による公開について、情報公開コーナーにおいて説明するものとし、請求書に任意的公開であることを明示することとする。その際、以下の点を説明するものとする。

(1)　当該請求が、実施機関に公開義務のない任意的公開であること。

(2)　条例に定める期間内に決定がなされないことがあること。

(3)　請求に対し非公開決定（部分公開、文書不存在、文書の存否を答えないで非公開とする場合を含む。）に対して、不服申立てによる救済が認められないこと。

3　任意的公開の場合も、公開・非公開の判断基準は条例の定めるところによる。

第3章　情報公開の総合的推進

第18条　（情報公開の総合的な推進に関する責務）

第18条　市は、前章に定める行政文書の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。 2　市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、広く情報公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実について実施機関の努力義務を定めるものである。

【解釈・運用】

1　行政の説明責任を全うするためには、請求があった場合に公開するという受動的な情報公開を行うに止まらず、市民の関心の高い情報については、請求を待つまでもなく、適時、適切に提供される必要があることから、情報提供施策の拡充、情報公開制度の総合的な推進に努めることとしたものである。

2　「情報公表施策及び情報提供施策の拡充」とは、従来行っている情報の公表及び提供はもとより、この条例の目的を踏まえ、更に情報の提供の量的充実又は質的な向上のための施策を講ずることをいう。

実施機関は従来からその管轄する事務事業を円滑に執行するため、積極的に又、市民の求めに応じて必要な資料等を提供してきた。こうした情報公表施策及び情報提供施策は、情報公開制度実施後も積極的に行われる必要がある。

また、情報公開担当課では、情報公開のほか、市政に対する市民の理解と信頼を深めてもらうよう、例規集、議会議事録、市の有償頒布刊行物をはじめ、計画書、報告書、調査書、冊子、パンフレット等を備え付けるなど関係資料等を充実し、積極的な情報提供を行うこととする。

これらに加えて、各実施機関及び情報公開担当課とも、市民の要求及び他の地方公共団体等における情報公開の総合推進策を調査研究し、充実した総合的な情報公開制度を整備・推進する責務がある。

第 19 条　（公開請求をしようとするものに対する情報の提供等）

第 19 条　実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、その保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関の文書の特定等に必要な情報提供に関する整備・推進の責務について定めたものである。

【解釈・運用】

本条は、実施機関が、情報の公開を求める市民の知る権利を保障するという条例の趣旨を尊重するとともに、請求者にとってわかりやすく利用しやすい制度にするため、公開を求める情報を特定するため必要な措置を講ずることを定めたものである。

従って、請求のあった情報が当該実施機関に存在しない場合であっても、他の実施機関に存在する旨を請求者に説明するなど、請求者の立場に立った対応を行うものとする。

1　前条に定めるように、情報提供は、行政文書の公開と相互に補完し合う関係にあるものであり、実施機関は、この条例に基づく情報公開と併せて、積極的に情報の提供に努めなければならない。

2　公開請求をしようとするものは、必ずしも、市政について詳しい情報を有しているわけではないから、公開請求が容易かつ適切になされるよう措置をとることを要求するものである。具体的には、「行政文書の検索に必要な資料や情報の提供策」を整備することが要求される。条例第 29 条にいう「文書検索目録の作成」はこの「行政文書の検索に必要な資料や情報の提供策」の一つとしてあげられる。

これらの資料や提供策としては将来的には、電子計算機による検索方法等を提供することを含めるべきである。現段階では、文書分類表、保存文書目録等を情報公開コーナーに備え、閲覧できるように整備すること、さらに、各種の資料や提供策の研究調査が要求される。

また、実施機関が管理している行政文書は大量であり、請求者が単に検索資料から求める行政文書を特定することは相当の困難を要すると考えられる。したがって、実施機関の職員は、請求者の意向を十分に把握し、求める内容を正確に聴取して行うことが要求される。

第 20 条　（出資法人の情報公開）

第 20 条　市が出資する法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2　実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の出資法人に対してこの条例の直接適用はないが、これまで以上にその情報公開を促進するため、出資法人は、情報の公開に関し必要な措置を講ずること、また、実施機関は、出資法人の性格及び業務内容に応じて、情報の公開及び提供が推進されるよう、必要な措置を講ずることを条例上明らかにしたものである。

【解釈・運用】

1　市の出資法人は、民法、商法その他の個別法などさまざまな根拠によって設立され、市から独立した法人格を有すること、また、これら出資法人の非公開決定に対する法的な救済措置がとれないことから、市の出資法人を条例上の実施機関とすることは適切ではない。むしろ出資法人が、公共性が高く、市民生活に深い関わりを持つこと、又、その活動が市の行政に密接に関わりを持つこと等から、市の施策に準じる措置を講ずるよう要求される。

そこで、各出資法人が規程等を定めて情報公開を実施するなど、条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるべき旨の規定を新たに設けるとともに、実施機関に対しても、地方自治法の規定による長の調査権や出資法人の設立根拠となる法律上の権限などに基づき、出資法人を指導するなど、出資法人の情報公開が推進されるよう必要な措置を講ずべき旨の規定を設けることにより、情報の公開を進めていくことにしたものである。

2　「市が出資する法人で規則に定めるもの」とは、市が資本金、基本金その他これに準じるものの 2 分の 1 を超える額を出資している法人で、次のものが該当する（規則第 14 条）。

(1)　岸和田市土地開発公社（平成 25 年度中に清算予定）

(2)　財団法人岸和田市公園緑化協会

(3)　株式会社ステーションパーキング岸和田

【規則】

（出資法人）

第14条　条例第20条の規定により、情報公開に関する必要な措置を講ずべき出資法人とは、市が資本金、基本金その他これに準じるものの 2 分の 1 を超える額を出資している法人とする。

第 4 章　審査会における審議等

第 21 条　（削除）

第22条　（審査会の調査権限）

第 22 条　審査会は、実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。 2　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 3　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4　第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が審議のために必要な調査を行うことができる旨を定めるものである。

【解釈・運用】

本条の資料等の提出要求は、審査会における調査審議の実効性を確保するためのものである。他の審議会等にはみられない強力な権限等も含んでいる。第 1 項は、インカメラ類似の制度を、第 3 項は、ヴォーン・インデックス類似制度を確立するためのものである。

第 1 項関係

本項は、審査会における審議の実効性を確保するため、実施機関に当該請求にかかる関係行政文書の提示請求について定めたものである。

この場合、提示された文書は、審査会のみが調査でき、他のものには、公開されないことを確認しており、インカメラ類似制度の導入を図った規定である。

インカメラ制度とは、機微な情報が問題となっている場合に、その具体的な内容に立ち入って、処分の適法性を主張・立証するために、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理手続きである。

本条例では、インカメラ制度そのものを採用したわけではないが、それに準じた制度を採用すべく、情報公開審査会の調査権限等を比較的詳しく規定している。

第 2 項関係

第 1 項の実施機関への文書提示要求の実効性を確保するため、要求への拒否を認めないこととした。

資料の提出は、可能な限り速やかに行われる必要がある。

第 3 項関係

本項は、ヴォーン・インデックス類似制度を導入するための規定である。ヴォーン・インデックス制度は、アメリカで形成された理論であるが、裁判所が政府に対して公開請求の対

象情報の内容を細かい項目にし、索引を付け、適用される非公開事由を詳細に述べた説明書の提出を命じる手続きでる。この制度の導入によって、争点が整理され、公開・非公開の適否の判断が迅速かつ容易に行いうることとなる。

条例は、この制度を採用したものではないが、これに類似した手続きが行えるよう、本項で資料の作成に関する規定を置いている。

実施機関は、審査会の指示により、公開対象となっている行政文書の内容を細かい項目に分類し、索引を付け、非公開とされる理由を詳細に述べた文書を作成する必要がある。

第 4 項関係

審査会での審理の公正・適正さを確保するため、必要な資料の収集は不可欠である。本項では、審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査を行いうることを定めたものである。

第 23 条　（意見書の提出等）

第 23 条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。 2　審査請求人等は、申立てにより、審査会において、口頭で意見を述べる機会を与えられなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 3　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求等が、審査会における主張立証のための手続的権利について定めたものである。

【解釈・運用】

1　本条に定める審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法の定める手続に付加されるものであることから、審査請求人及び参加人は、本条に基づき審査会に対し口頭で意見を述べること、行政不服審査法第 31 条の規定に基づき審査庁に対し口頭で意見を述べることのいずれか又は両方を選択することができるものである。

2　本条の規定を審査会の責務規定にとどめたのは、当該手続は、審査請求事件の処理の一環としてなされるものであり、これを処分として構成し審査請求を認めることは、簡易迅速な行政救済を図るという趣旨に反すること、行政不服審査法に基づく処分については審査請求ができない（同法第 7 条第 1 項）こととの権衡を図ったことによるものである。

3　審査請求人等の意見を全面的に認めるとき、同一の行政文書の公開、非公開の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該審査請求人等から意見を聴く必要がないと認められる場合は、審査会は、当該事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性確保のため、これを聴かずに答申することができる。

4　「補佐人」（第 3 項）とは、行政不服審査法第 31 条第 3 項に規定されている補佐人と同趣旨であり、審査請求事案についての専門的知識をもって審査請求人又は参加人を援助することができる第三者をいい、審査請求人又は参加人の発言機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者である。具体的には、審査請求人又は参加人が言語に障害を有する者や外国人である場合にその者の陳述を補佐する者であるとか、審査請求人又は参加人が法人である場合の会計等の具体的な事務担当者などが該当する。

第 24 条　（提出資料の写しの送付等）

第 24 条　審査会は、第 22 条第３項若しくは第４項又は前条第１項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 ２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 ３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 ４　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査会の審議の公正さと審査請求人等の権利利益を保護するため、審査請求人等に文書閲覧を認めたものである。

【解釈・運用】

第 2 項関係

1　本条は、審査請求人等に資料閲覧を認めるものであって、審査請求人の権利を保護するとともに、審査請求についての実質的公正さを担保する意味もある。

2　審査会に提出された意見書又は資料について、審査請求人等に閲覧を認めることによって審査請求人等のそれらに対する反論・反証の機会を与えるものである。これによって、反論の実効性を高めるとともに、審査会の公正な調査審議に寄与するものである。

3　審査会に意見書又は資料が提出された場合には、その旨を審査請求人等に連絡し、閲覧の便宜を図るものとする。

4　審査会は、実施機関から提出されたヴォーン・インデックスはじめ、意見書又は資料について、第三者の権利利益を侵害するおそれが十分あるなど正当な理由がある場合を除き、審査請求人等にその閲覧を認めなければならない。この場合において、当該意見書等の一部に第三者の利益を害するおそれがある等の情報が記載されている場合には、部分公開の手続きと同様に、当該部分を除いて閲覧を行うものとする。

第 4 項関係

審査会は、意見書等の閲覧について、迅速な調査審理のため、日時場所を指定することができる。

第 25 条　（調査審議手続の非公開）

第 25 条　審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の取扱いについて定めたものである。

【解釈・運用】

審査会の審査請求に係る調査審議の手続は、審査請求に係る公開決定等の適否について行われるものであり、公開すると、非公開情報が公になりかねないことから、非公開とするものである。

なお、情報公開制度に関する事項について実施機関に意見を述べるための審議（岸和田市情報公開審査会規則第 2 条参照）等、審査請求に係る調査審議以外の会議は、原則的に公開されるものである。

第 26 条　（規則への委任）

第 26 条　この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手続きに関し必要な事項を、規則に委任しうることを定めたものである。

【解釈・運用】

「審査会の調査審議の手続に関し必要な事項」とは、会長及び副会長の設置、会議の招集、議事の決定方法等をいう。

本条に基づき、岸和田市情報公開審査会規則が定められている。

第 27 条　（削除）

第5章　その他

第28条　（文書管理）

第28条　実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

【趣旨】

本条は、公開請求権の対象となる行政文書について、その管理を適正に行う旨を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

1　行政文書は、この条例において公開請求権という権利の客体であり、その管理は、この条例の運用を適正かつ円滑に行うためにも適正に行われなければならないことから、その趣旨を条例上明確にしたものである。

情報公開制度の中心的な理念である「市政の諸活動を市民に説明する責務」を果たすためには、新たな情報公開制度に対応した文書管理制度が不可欠であり、文書管理は、新制度を円滑に運用していくための最も重要な実務的課題ということができる。

2　そこで、条例中に情報公開制度が的確に機能するよう、行政文書の適正な管理に努めるべきである旨の規定を設けたものであり、適正な管理を行うための手段として、実施機関に行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定め、公表することとしている。

また、文書管理に対する職員の意識改革を図るための研修の充実に努めることや利用者が求めている行政文書を簡易、迅速に検索可能なシステムをできる限り早い時期に構築することが必要である。

3　「行政文書を適正に管理する」ために、本市では、文書管理規程が定められている。

第 29 条　（文書検索目録の作成）

第 29 条　実施機関は、行政文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の円滑な運用を確保するため、実施機関が公開請求をしようとする者の利便を考慮した措置の一つとして文書目録を作成し、一般の利用に供する旨を定めたものである。

【解釈・運用】

1　「行政文書の検索に必要な文書目録」とは、公開請求をしようとする行政文書を具体的に検索し、指定する助けとなる情報としての目録という意味である。公開請求書には「公開を請求する行政文書を特定するため必要な事項」を記載しなければならないこととされている（第 6 条第 1 項第 3 号）ので、公開請求が容易かつ適切に行われるようにするためには、実施機関による情報の提供が不可欠である。

2　本条では、目録の作成を規定するのみであるが、これは、次の段階としては情報公開制度の仕組みや手続に関する相談、実施機関の組織、業務内容、事務の流れ等公開請求を行う手がかりとなる情報の提供、請求のあった行政文書の所在確認や特定に係る相談と必要な支援等を行うことを予定している。

3　行政文書の検索に必要な資料として、文書目録を情報公開コーナーに配架する。

なお、文書形式の目録は、将来的には、データベース化され、コンピュータ検索が可能とするなど市民にとって利用しやすい提供方法の開発・改善に向けた検討が要請される。

4　文書管理規程では､文書目録は当該年度終了後に一括して総務管財課長に提出するものとされているが、情報公開の請求は、文書目録に登載されていない当該年度の文書等についても、当然対象となることから、所管課においては年度途中の段階で、順次、文書目録を整備しておかなければならない。

第 30 条　（市長の調整）

第 30 条　市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、情報の公開に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

【趣旨】

本条は、市長が、情報公開制度の統一的かつ円滑な運用を図るため、必要に応じて、各実施機関と必要な調整を行うことができることを定めたものである。

【解釈・運用】

「情報の公開に関して報告を求め、又は助言を行う」とは、情報公開の手続きは原則として実施機関内で完結するものであるが、なお、市としての統一的な運用を図るための調整を行うことをいう。

市長への報告、又は市長からの助言については、情報公開担当課が取りまとめる。

第 31 条　（運用状況の公表）

第 31 条　市長は、毎年 1 回、この条例による情報公開制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の施行の状況の公表について市長の責務を定めるものである。

【解釈・運用】

1　本条は､情報公開制度の実施状況を把握して今後の制度の公正な運営を確保するとともに、毎年 1 回これを広く市民に公表することにより、市民の理解と信頼を深め、市民の制度のより適正な利用と条例全体の健全な発展を図ることを目的とするものである。

2　「概要」とは、各実施機関における条例の施行状況そのものではなく、これを市民にわかりやすく整理、解説したものを意味する。

運用状況の公表は、規則第 15 条に定められている。

公表は、前年度の運用状況を翌年 7 月末までに行う。

【規則】

（運用状況の公表）

第 15 条　条例第 31 条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を市の広報紙に掲載することにより行う。

(1)　行政文書の公開請求件数

(2)　行政文書の公開（部分公開を含む。)、非公開等の決定件数

(3)　不服申立ての件数及び処理状況

(4)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第 32 条　（他の制度との調整）

第 32 条　この条例は、他の法令等（岸和田市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 10 号）を除く。）の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。 2　この条例は、市の図書館その他の施設において、市民の利用に供する目的として管理している行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等に閲覧等の手続が定められている行政文書や、市の図書館等で市民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、この条例を適用しないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第 1 項関係

1　「他の法令等」とは、法律、政令、省令、その他の命令及びこの条例以外の条例、規則等をいう。

2　「閲覧」とは、一般に、申出により台帳、名簿その他の文書の記載事項を調べる場合をいう。

3　「縦覧」とは、一般に、申出により台帳、名簿その他の文書について、不服申立て等の機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合をいう。

4　他の法令等に閲覧等の手続が定められている場合であっても、次のような請求があった場合においては、本条例が適用されるものである。この場合においては、当該法令等の趣旨を踏まえて公開に応ずるか否かを判断するものとする。

(1)　法令等が請求者の範囲を限定している場合において、当該請求者以外のものから行政文書の公開請求があったとき。

(2)　法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に行政文書の公開請求があったとき。

(3)　法令等が閲覧等の対象行政文書を限定している場合において、当該行政文書以外の行政文書の公開請求があったとき。

(4)　法令等が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、行政文書の写しの交付の請求があったとき。

(5)　法令等が謄本、抄本その他の写しの交付の手続についてのみ定めている場合において、行政文書の公開のうち閲覧の請求があったとき。

5　他の法令等に閲覧等の手続が定められているものの例としては、次のようなものがある。

閲覧の手続を定めているもの

(1)　住民基本台帳の閲覧（住民基本台帳法第 11 条）

(2)　戸籍届出書の閲覧（戸籍法第 48 条第 2 項）

(3)　住居表示台帳の閲覧（住居表示に関する法律第 9 条第 2 項）

(4)　建築計画の概要書の閲覧（建築基準法第 93 条の 2）

(5)　道路台帳の閲覧（道路法第 28 条）

(6)　開発登録簿の閲覧（都市計画法第 47 条第 5 項）
(7)　地価公示台帳の閲覧（地価公示法第 7 条第 2 項）

縦覧の手続を別に定めているもの
(1)　固定資産課税台帳の縦覧(地方税法第 415 条第 1 項)
(2)　都市計画案の縦覧(都市計画法第 17 条第 1 項)
(3)　都市計画決定の図書又はその写しの縦覧(都市計画法第 20 条第 2 項)
(4)　農業委員会選挙人名簿の縦覧(農業委員会等に関する法律第 11 条)
(5)　土地区画整理事業の換地計画の縦覧(土地区画整理法第 88 条)
(6)　選挙人名簿の縦覧(公職選挙法第 23 条第 1 項)
(7)　申請･認可に係る建築協定書の縦覧(建築基準法第 71 条及び第 73 条第 3 項)

謄本、抄本その他の写しの交付の手続を別に定めているもの
(1)　住民票の写しの交付(謄本、抄本)又は住民票に記載した事項に関する証明書の交付（住民基本台帳法第 12 条第 1 項）
(2)　戸籍原本の写しの交付(謄本、抄本)(戸籍法第 10 条第 1 項)
(3)　除籍簿(改正原戸籍も含む。）の交付(謄本、抄本)(戸籍法第 12 条の 2 第 1 号)
(4)　納税証明の交付(地方税法第 20 条の 10)
(5)　当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付(行政手続条例第 33 条第 2 項)
(6)　印鑑登録証明書の交付（岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例第 14 条第 1 項）
(7)　開発登録簿の写しの交付（都市計画法第 47 条第 5 項）

6　従来から、各課で行ってきた情報提供は、情報公開制度の施行後も継続的に行うものとする。

第 2 項関係

本項は、市民の利用に供することを目的として保有する情報の多くは、第８条の規定に基づき公開・非公開の判断を行うことを要しないものであり、本来的に公開すべきものであるから、条例は適用しないとしたものである。

1　「その他の施設」とは、公民館、市民センター等をいう。

2　「市民の利用に供する目的として管理している行政文書」に該当するものとしては、次のような例がある。
(1)　図書、資料等を一般に閲覧させたり、貸し出しすることを業務の全部又は一部として行っている施設において展示又は保有しているもの
(2)　各課において保管しているもので、市民の利用に供することを目的として作成された刊行物等

3　本条に規定する行政文書等は､市民の利用に供することを目的として管理している行政文書に限られ、図書館等の行政文書であっても、当該施設において一般行政事務のために作成し、又は取得した行政文書は、本条例が適用となるものである。

第 33 条　（その他）

第 33 条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めることとしたものである。

【解釈・運用】

1　本条に基づき、岸和田市情報公開条例施行規則が定められている。各実施機関は、この規則の定めるところにより、統一的に本条例の運用を図る必要がある。

2　市長が規則等を制定し、又は改正する場合は、実施機関相互間で十分に連絡調整を図るものとする。

3　実施機関が定めた規則等は以下のとおりである。

(1)　岸和田市情報公開条例施行規則

(2)　岸和田市情報公開審査会規則

(3)　岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会規則

附　則

附　則 （施行期日） 1　この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、適用日前に作成し、又は取得した行政文書（以下「適用日前行政文書」という。）については、整理の完了したものから適用する。 3　実施機関は、公開を請求しようとするものから適用日前行政文書（前項の規定による整理が完了したものを除く。）について公開の請求があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。 4　第 15 条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。 附　則（平成 17 年 12 月 27 日条例第 68 号） この条例は、平成 18 年４月１日から施行する。 附　則（平成 25 年３月 26 日条例第 16 号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。（後略） 附　則（平成 25 年３月 26 日条例第 30 号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。（後略） 附　則（平成 30 年３月 30 日条例第　号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成 30 年４月１日から施行する。（後略）

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日等、必要な経過措置について定めたものである。

【解釈・運用】

第 1 項関係

本項は、本条例の施行日を定めるものであり、平成 12 年 10 月 1 日より施行される。

第 2 項関係

1　本項は、本条例の適用を受ける行政文書の範囲を定めたものである。

2　情報公開の趣旨からすれば、市が保有するすべての行政文書を公開対象とすべきであるが、現在保有する行政文書は、膨大な分量に及び、これらの整理を一挙に行うには膨大な経費と時間が必要である。

従って、本条例の施行日現在において適用する行政文書は、実施機関が平成 12 年 4 月 1 日以後に作成し、取得したものとする。実施機関が平成 12 年 3 月 31 日までに作成し、取得した文書については、文書目録等の検索資料を作成し、検索可能に整理されたものから、本条例を適用する。

第 3 項関係

本項は、平成 12 年 3 月 31 日以前に作成し、取得した行政文書についての任意公開について定めたもので、実施機関は、当該行政文書についての公開の申出があった場合には、支障

がない限り、これに応じることとするものである。

第 4 項関係

本項は、行政文書の任意公開の場合について費用負担を、請求権者からの請求の場合と同様とする旨定めたものである。

２．資　　料

１．　情報公開事務の流れ
２．　審査請求に係る事務の流れ
３．　岸和田市情報公開条例
４．　岸和田市情報公開条例施行規則
５．　岸和田市情報公開条例・個人情報保護制度審議会規則
６．　岸和田市情報公開審査会規則

［情報公開事務の流れ］

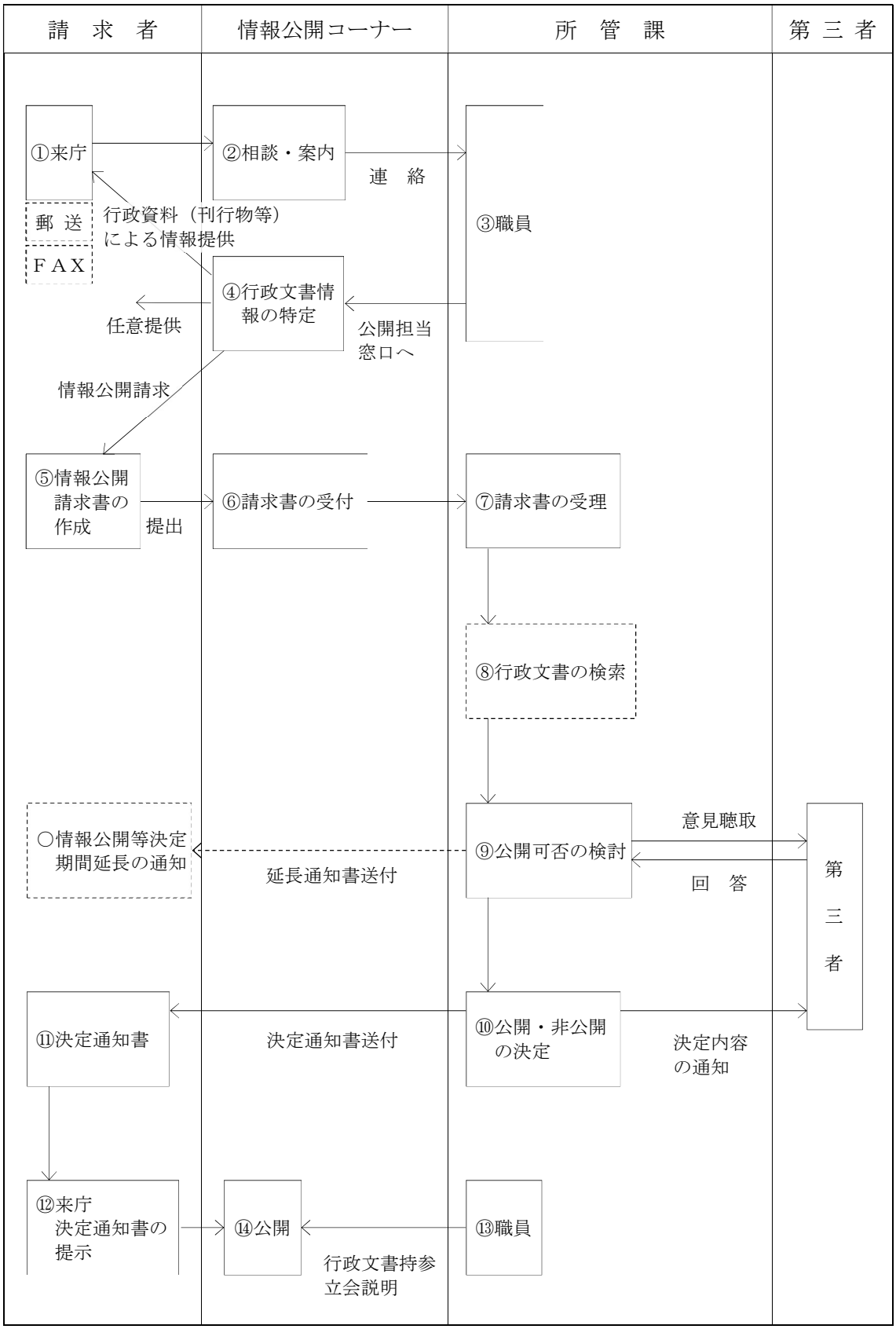
請　求　者
情報公開コーナー
所　管　課
第 三 者
①来庁
郵 送
ＦＡＸ
②相談・案内
連　絡
③職員
行政資料（刊行物等）
による情報提供
④行政文書情
報の特定
任意提供
公開担当
窓口へ
情報公開請求
⑤情報公開
請求書の
作成
提出
⑥請求書の受付
⑦請求書の受理
⑧行政文書の検索
○情報公開等決定
期間延長の通知
延長通知書送付
⑨公開可否の検討
意見聴取
回　答
第
三
者
⑪決定通知書
決定通知書送付
⑩公開・非公開
の決定
決定内容
の通知
⑫来庁
決定通知書の
提示
⑭公開
⑬職員
行政文書持参
立会説明

［審査請求に係る事務の流れ］

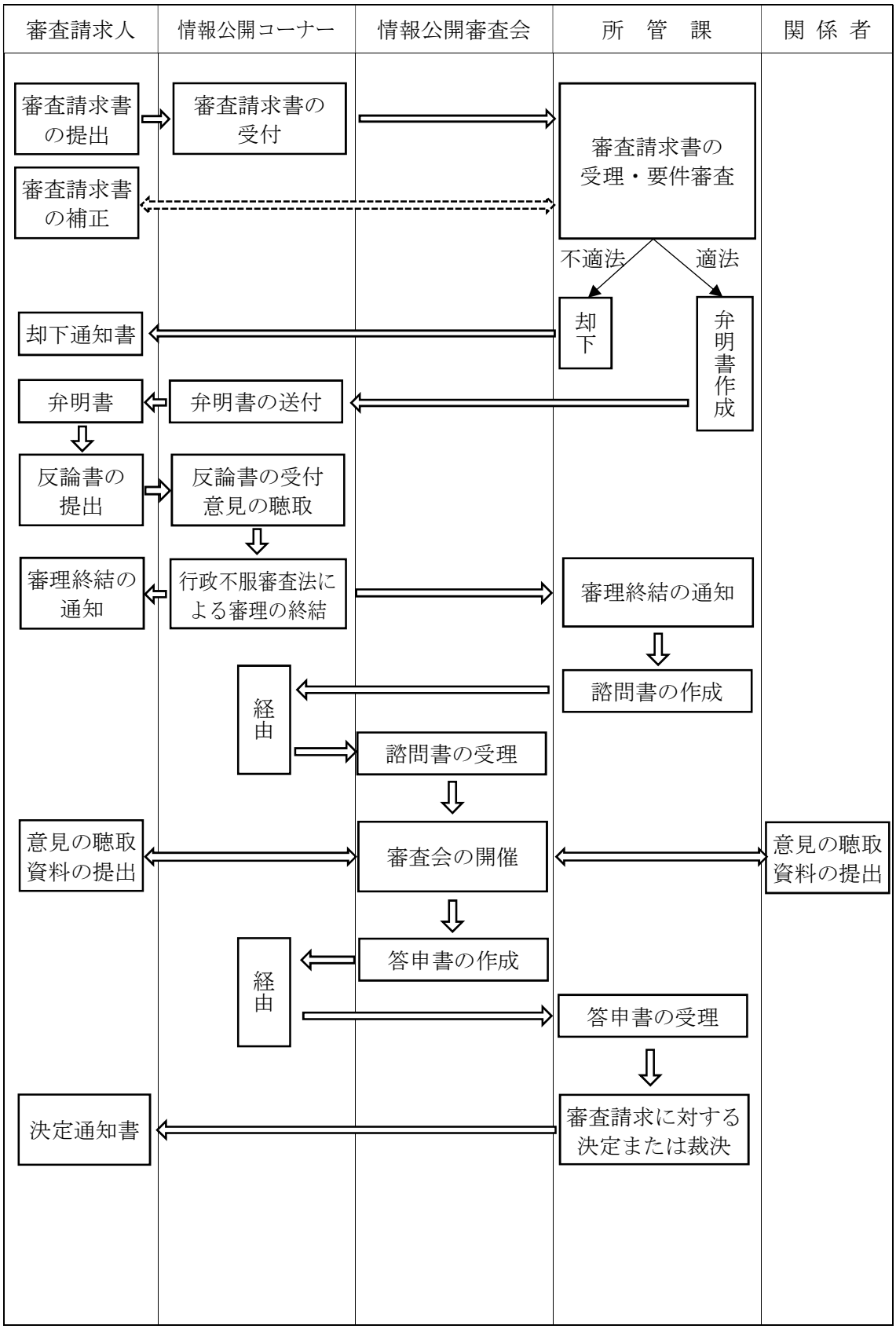

○岸和田市情報公開条例

平成12年３月21日条例第９号

改正

平成17年12月27日条例第68号
平成25年３月26日条例第16号
平成25年３月26日条例第30号
平成28年３月23日条例第８号

岸和田市情報公開条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　行政文書の公開及び行政文書の任意的な公開
第１節　行政文書の公開（第５条―第15条）
第２節　不服申立て（第16条）
第３節　行政文書の任意的な公開（第17条）
第３章　情報公開の総合的推進（第18条―第20条）
第４章　審査会における審議等（第21条―第27条）
第５章　その他（第28条―第33条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長及び議会をいう。

（２）　行政文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、市民の知る権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより行政文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第２章　行政文書の公開及び行政文書の任意的な公開

第１節　行政文書の公開

（公開を請求することができるもの）

第５条　次の各号に掲げるものは、実施機関に対して行政文書の公開を請求することができる。

（１）　市内に住所を有する者

（２）　市内の事務所又は事業所に勤務する者

（３）　市内の学校に在学する者

（４）　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（５）　実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

（公開請求の手続）

第６条　前条の規定により公開を請求しようとするものは、実施機関に対して次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

（１）　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

（２）　次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項

ア　前条第２号に掲げる者　その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ　前条第３号に掲げる者　その者の在学する学校の名称及び所在地

ウ　前条第４号に掲げるもの　そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地

エ　前条第５号に掲げるもの　そのものの有する市の行政に関する利害関係の内容

（３）　公開を請求する行政文書を特定するために必要な事項

２　実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の公開義務）

第７条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

（公開してはならない行政文書、公開しないことができる行政文書）

第８条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開してはならない。

（１）　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされて

いる情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるものであって、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

（２）　法令等の規定により、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他の国の機関及び大阪府知事その他府の機関の指示により、公開することができないことが明示されている情報

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、公開しないことができる。

（１）　法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア　公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件の下に、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものであって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められ、かつ、その情報の内容が公にしないことが真に妥当であると認められるもの

（２）　市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民の正確な理解を妨げることなどにより不当に市民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（３）　市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

（４）　公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

（部分公開）

第９条　実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第10条　実施機関は、公開を請求された行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第11条　公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているかどうかを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第12条　実施機関は、第６条に規定する公開請求があったときは、当該公開請求書の提出があった日から起算して15日以内に、請求に係る行政文書を公開するかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をし、公開請求者に対し、決定後速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。ただし、公開請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

２　実施機関は、前項の規定により公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開する決定をしたときは、当該公開をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。

３　実施機関は、第１項の規定により公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しない決定をした（前条の規定により公開請求を拒否する場合及び公開請求に係る行政文書を保有しない場合を含む。以下同じ。）ときは、その理由を第１項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

４　実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る行政文書が、当該行政文書の全部又は一部を公開しない理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を第１項の書面に記載しなければならない。

５　実施機関は、やむを得ない理由により第１項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときには、同項の規定にかかわらず、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を請求者に通知しなければならない。

６　第１項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が行政文書を公開するかどうかの決定をしないときは、公開請求者は、公開決定をしないこととする処分があったものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第13条　実施機関は、公開しようとする行政文書に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

２　実施機関は、前項の規定により市以外のものの意見を聴いた場合において、当該行政文書を公開するときは、あらかじめその旨を当該市以外のものに通知しなければならない。

（行政文書の公開の方法）

第14条　実施機関は、第12条の規定により行政文書の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該決定に係る行政文書の公開をしなければならない。

２　行政文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

３　実施機関は、前項の方法による行政文書の公開をすることにより当該行政文書が汚損さ

れ、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行うことができる。

４　公開請求に係る行政文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

（手数料等）

第15条　行政文書の公開に係る手数料は、徴収しない。ただし、行政文書の写しの交付等を請求したものは、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

第２節　不服申立て

（救済手続等）

第16条　公開請求に対する決定に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第９条第１項本文の規定は、適用しない。

２　公開請求に対する決定について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、別に条例で設置する岸和田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（１）　当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

（２）　審査請求に係る請求を認容する場合

第３節　行政文書の任意的な公開

（申出による行政文書の任意的な公開）

第17条　実施機関は、第５条の規定により公開を請求することができるもの以外のものから行政文書の公開の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めなければならない。

２　第15条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

第３章　情報公開の総合的推進

（情報公開の総合的な推進に関する責務）

第18条　市は、前章に定める行政文書の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

２　市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

（公開請求をしようとするものに対する情報の提供等）

第19条　実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、その保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（出資法人の情報公開）

第20条　市が出資する法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるもの

とする。

第４章　審査会における審議等

第21条　削除

（審査会の調査権限）

第22条　審査会は、第16条第２項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

２　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見書の提出等）

第23条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

２　審査請求人等は、申立てにより、審査会において、口頭で意見を述べる機会を与えられなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（提出資料の写しの送付等）

第24条　審査会は、第22条第３項若しくは第４項又は前条第１項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第25条　審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（規則への委任）

第26条　この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第27条　削除

第５章　その他

（文書管理）

第28条　実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

（文書検索目録の作成）

第29条　実施機関は、行政文書の検索に必要な文書目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

（市長の調整）

第30条　市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、情報の公開に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

（運用状況の公表）

第31条　市長は、毎年１回、この条例による情報公開制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（他の制度との調整）

第32条　この条例は、他の法令等（岸和田市個人情報保護条例（平成12年条例第10号）を除く。）の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本若しくは写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。

２　この条例は、市の図書館その他の施設において、市民の利用に供する目的として管理している行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、適用しない。

（その他）

第33条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成12年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例は、平成12年４月１日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、適用日前に作成し、又は取得した行政文書（以下「適用日前行政文書」という。）については、整理の完了したものから適用する。

３　実施機関は、公開を請求しようとするものから適用日前行政文書（前項の規定による整理が完了したものを除く。）について公開の請求があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

４　第15条の規定は、前項の規定による行政文書の公開について準用する。

附　則（平成17年12月27日条例第68号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月26日条例第16号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成25年３月26日条例第30号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成25年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成28年３月23日条例第８号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（岸和田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2　実施機関のした行政文書の公開請求に対する決定についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた当該決定（同日前に公開しないこととする処分があったものとみなされるものを含む。）に係るものについては、なお従前の例による。

○岸和田市情報公開条例施行規則

平成12年９月７日規則第38号

改正

平成17年７月29日規則第40号

平成21年３月27日規則第４号

平成28年３月31日規則第37号

平成30年３月30日規則第26号

岸和田市情報公開条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第９号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（請求書及び記載事項）

第３条　条例第６条第１項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第１号）により行うものとする。

２　前項の請求に際し、実施機関は、請求者について本人の確認を要すると認めるときは、当該請求者に対し、客観的に証明できる書類の提示を求めることができる。

３　請求者が未成年者又は成年被後見人であるときは、当該請求者の親権者又は成年後見人の同意書を添付しなければならない。

（受付整理簿）

第４条　実施機関は、条例第６条の規定により、行政文書の公開の請求を受け付けたときは、情報公開受付整理簿（様式第２号）に必要な事項を記載しなければならない。

（決定通知）

第５条　条例第12条第１項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

（１）　情報の公開をする旨の決定をした場合　公開決定通知書（様式第３号）

（２）　情報の部分公開をする旨の決定をした場合　部分公開決定通知書（様式第４号）

（３）　情報の公開をしない旨の決定をした場合　非公開決定通知書（様式第５号）

（４）　情報の公開の請求があった行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合　存否不応答通知書（様式第６号）

（５）　情報の公開の請求があった行政文書が存在しない場合　行政文書不存在通知書（様式第７号）

（決定期間の延長通知）

第６条　条例第12条第５項の規定による通知は、公開決定期間延長通知書（様式第８号）により行うものとする。

（第三者に対する通知）

第７条　条例第13条第２項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第９号）により行うものとする。

（公開の実施方法等）

第８条　条例第14条第２項の規定による行政文書の公開は、次の各号に定める方法による。

ただし、第４号イに定める方法にあっては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合において、公開請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

（１）　文書、図画及び写真　原本の閲覧又はその写しの交付

（２）　フィルム　再生機器により再生したものの視聴又はその写しの交付

（３）　録音テープ及びビデオテープ　再生機器により再生したものの視聴

（４）　電磁的記録　次に掲げる方法

ア　現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

イ　当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

２　前項の規定による行政文書の写しの交付は、当該請求に係る行政文書１件につき原則として１部とする。

（禁止事項）

第９条　行政文書を閲覧又は視聴する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）　行政文書を汚損、破損又は滅失する行為

（２）　公務の執行に支障をきたす行為

（３）　飲酒又は喫煙のうえ、行政文書の閲覧又は視聴をすること。

（４）　その他行政文書の公開に支障をきたす行為

２　実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

（費用）

第10条　条例第15条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるところによる。

２　前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（審査請求の受付等）

第11条　実施機関は、条例第16条第２項の規定により、請求者から情報公開の決定について審査請求があったときは、情報公開審査請求整理簿（様式第10号）に必要な事項を記載しなければならない。

２　実施機関は、前項の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定める要件を具備しているかどうかを調査し、要件を具備していないときは、期間を定めて請求者にその補正を命ずることができる。ただし、軽易な事項の補正については、その場で補正を命ずることができる。

３　実施機関は、請求者が前項の補正に応じないとき又は補正することができないときは、行政不服審査法の定めるところにより却下するものとする。

（審査会への諮問）

第12条　実施機関は、条例第16条第２項の規定による岸和田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問は、情報公開審査諮問書（様式第11号）により行うものとする。

（審査請求に対する通知）

第13条　審査請求人に対する通知は、審査請求裁決通知書（様式第12号）により行うものとする。

（出資法人）
第14条　条例第20条の規定により、情報公開に関する必要な措置を講ずべき出資法人とは、市が資本金、基本金その他これに準じるものの２分の１を超える額を出資している法人とする。
（運用状況の公表）
第15条　条例第31条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を市の広報紙に掲載することにより行う。
（１）　行政文書の公開請求件数
（２）　行政文書の公開（部分公開を含む。）、非公開等の決定件数
（３）　審査請求の件数及び処理状況
（４）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（その他）
第16条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成12年10月１日から施行する。

附　則（平成17年７月29日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年３月27日規則第４号）

（施行期日）
１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現に岸和田市規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（平成28年３月31日規則第37号）

（施行期日）
１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正後の様式第11号及び第12号は、平成28年４月１日以後に実施機関のした行政文書の公開請求に対する決定に係る審査請求がなされた場合において、審査会へ諮問するとき又は当該審査請求の裁決に係る通知をするときについて適用する。
３　この規則の施行の際、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに修正を加え使用することができる。

附　則（平成30年３月30日規則第26号）

（施行期日）
１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに修正を加え使用することができる。

別表（第10条関係）

区分	金額
乾式複写機による書面、書類等の写し及び電磁的記録に記録された事項を記載した書面（日本工業規格Ａ３判以下の大きさの規格用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合　１枚につき10円
	カラーの場合　１枚につき50円
光ディスクに複写したもの	日本工業規格Ｘ0606及びＸ6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの　１枚につき100円
	日本工業規格Ｘ6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの　１枚につき120円
その他のもの	作成に要する実費相当額
写し又は光ディスクに複写したものの送付	郵送料相当額

様式第１号（第３条関係）

情 報 公 開 請 求 書

年　　月　　日

実施機関　　様

〒　　－

請求者　住所

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事務所の所在地）

ふりがな
氏名

（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話（　　）　　－

岸和田市情報公開条例第６条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の件名又は内容	
情報の公開の実施方法の区分	１　閲覧・視聴　　２　写しの交付　　３　写しの送付
情報の公開を請求できる者の区分	１　市内に住所を有する者 ２　市内の事務所又は事業所に勤務する者 〔勤務先の所在地 名　称　　電話（　　）　－　〕 ３　市内の学校に在学する者 〔学校の所在地 名　称　　電話（　　）　－　〕 ４　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 〔事務所等の所在地 名　称　　電話（　　）　－　〕 ５　市の行政に利害関係を有するもの 〔利害関係の内容 〕

備考　１　各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

２　請求する情報の内容及び利害関係の内容は、できるだけ具体的に記入してください。

３　写し又は光ディスクに複写したものの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。また、写し又は光ディスクに複写したものの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

４　光ディスクに複写したものの交付又は送付を希望される場合は、その旨を申し出てください。

担　当　課	（記入は不要です。）

様式第２号（第４条関係）

情 報 公 開 受 付 整 理 簿

整理番号	受付日	件　　名	処理状況			
			担当課送付日	公開	部分公開	非公開等
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			
	・　・		・　・			

様式第３号（第５条関係）

公　開　決　定　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）　　印

年　　月　　日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり公開することに決定したので、岸和田市情報公開条例第 12 条第１項の規定により通知します。

公開の方法		１　閲覧・視聴　　２　写しの交付　　３　写しの送付
情報の件名		
情報の公開の実施	日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
	場所	
担当課		電話番号　　内線
備考		

（注）１　公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
２　指定された公開の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してください。
３　写し又は光ディスクに複写したものの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。
　また、写し又は光ディスクに複写したものの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

様式第４号（第５条関係）

部分公開決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）　　印

年　　月　　日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり一部公開することに決定したので、岸和田市情報公開条例第12条第１項の規定により通知します。

公開の方法		１　閲覧・視聴　　２　写しの交付　　３　写しの送付
情報の件名		
情報の公開の実施	日時	年　　月　　日(　　)　午前・午後　　時　　分
	場所	
公開することができないと決定した部分		
公開しない理由		岸和田市情報公開条例第８条第　　項第　　号に該当 （理由）
※　公開できる予定の時期		年　　月　　日以後であれば公開できますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。
担当課		
備考		

（注）１　公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

２　※欄は、当該情報の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

３　指定された公開の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してくだい。

４　写し又は光ディスクに複写したものの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。また、写し又は光ディスクに複写したものの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

（教示）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

様式第５号（第５条関係）

非　公　開　決　定　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）　　印

年　　月　　日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり公開しないことに決定したので、岸和田市情報公開条例第12条第１項の規定により通知します。

情報の件名	
公開することができない理由	岸和田市情報公開条例第８条第　　項第　　号に該当 (理由)
※公開できる予定の時期	年　　月　　日以後であれば公開できますので、 同日以後に改めて公開の請求をしてください。
担当課	電話番号　　内線
備考	

（注）※欄は、当該情報の公開をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

（教示）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

様式第６号（第５条関係）

存　否　不　応　答　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）　　印

年　　月　　日付けで請求のあった情報の公開については、岸和田市情報公開条例第 11 条の規定により、その存否を明らかにすることができないものなので、同条例第 12 条第１項の規定により通知します。

請求する情報の件名 又　は　内　容	
連　　絡　　先	情報公開コーナー　電話番号　　内線

（教示）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

様式第７号（第５条関係）

行政文書不存在決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）　　印

年　　月　　日付けで請求のあった情報の公開については、対象となる行政文書を保有していませんので、岸和田市情報公開条例第 12 条第１項の規定により通知します。

情報の件名	
不存在の理由	
担当課	電話番号　　内線
備考	

（教示）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

様式第８号（第６条関係）

公 開 決 定 期 間 延 長 通 知 書

第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）　　印

年　　月　　日付けで請求のあった情報の公開については、岸和田市情報公開条例第 12 条第 5 項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

情報の件名	
決定期間満了日	年　　月　　日
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年　　月　　日
延長の理由	
担当課	電話番号　　内線
備考	

様式第９号（第７条関係）

第三者情報公開決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）　　印

年　　月　　日付け　　第　　号で照会し、意見をいただいたあなたに関する情報が記録されている情報の公開について、次のとおり決定したので、岸和田市情報公開条例第 13 条第 2 項の規定により通知します。

公開決定通知書の日付及び文書番号		
情報の件名		
情報の公開に係るあなたの情報		
情報の公開の実施	日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
	場所	
担当課		電話番号　　内線
備考		

（教示）この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

様式第10号（第11条関係）

情 報 公 開 不 服 申 立 整 理 簿

整理番号	受付日	件　　名	処　理　状　況	
			却　　下	審査会送付
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・
	・　・		・　・	・　・

様式第 11 号（第 12 条関係）

公　開　審　査　諮　問　書

第　　号
年　　月　　日

岸和田市情報公開審査会会長　　様

（実施機関名）

岸和田市情報公開条例第 12 条第 1 項の決定に対し、次のとおり審査請求がありましたので、同条例第 16 条の規定により諮問します。

審査請求に係る情報の内容	
審査請求に係る処分の内容	
審査請求日	年　　月　　日
審査請求の理由	
担当課	電話番号　　内線
備考	

添付資料　(1)　情報公開審査請求書の写し
(2)　情報公開請求書の写し
(3)　決定通知書の写し
(4)　その他必要と認められる書類(対象行政文書の写し等)

様式第12号(第13条関係)

第　　号

年　　月　　日

審査請求人

様

(実施機関名)　　印

審査請求裁決通知書

年　　月　　日付けの公開に係る審査請求については、次のとおり裁決しましたので、岸和田市情報公開条例施行規則第13条の規定により通知します。

記

1　審査請求に係る情報の件名

2　審査請求に係る決定（裁決）

(1)　審査請求の認容

(2)　審査請求を却下

(3)　審査請求を棄却

(4)　審査請求の一部認容する

3　裁決の理由

○岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会規則

平成25年３月29日規則第28号

岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会規則

岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会規則（平成12年規則第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第１号）第４条の規定に基づき、岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会の委員（以下「委員」という。）は、情報公開及び個人情報の保護に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第７条　審議会の事務局は、市長公室広報広聴課に置く。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（会議招集の特例）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。

○岸和田市情報公開審査会規則

平成25年３月29日規則第26号

岸和田市情報公開審査会規則

岸和田市情報公開審査会規則（平成12年規則第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第１号）第４条の規定に基づき、岸和田市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　審査会は、岸和田市附属機関条例に規定する事項を調査審議するほか、情報公開に関する事項について、市長その他の実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　審査会の委員（以下「委員」という。）は、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）

第７条　審査会の事務局は、市長公室広報広聴課に置く。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（会議招集の特例）

２　第６条第１項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。